

女性部会だより (For you)



渡辺 守央
資産課税部門
統括国税調査官



栗山 裕介
個人課税第1部門
統括国税調査官



浅井 清貴
署長



1 寄附金

事業に直接関係のない者に
対して金銭、物品等の贈与を
した場合、それが寄附金であ
るか交際費等であるかは個々
の実態により判断します。金
銭でした贈与は通常反対給付
が期待できないので原則とし
て寄附金とするものとし、次
のようなものは交際費等に含

まれないものとされています。
① 社会事業団体、政治団体に
対する拠金

② 神社の祭礼等の寄贈金

ただし、金銭の支出であつ
ても、例えば取引への謝礼金
のような事業に関係のある者
に支出した場合は交際費等と
なります。

2 修繕費

法人が、修理、改良その他
いすれの名義をもってするか
を問わず、その有する固定資
産について支出する金額で次

に掲げる金額に該当するもの
は、その支出する日の属する
事業年度において損金の額に
算入せず、資本的支出として、
当該修繕をした固定資産の取
得価額に算入することとされ
ています。

① 当該資産の取得の時に
通常管理又は修理をす
るものとした場合に予想さ
れる当該資産の使用可能期
間を延長させる部分に対応
する金額

② 当該資産の取得の時に
通常管理又は修理をす



るものとした場合に予想さ
れる当該資産の価値を増加
させる部分に対応する金額
しかし、使用可能期間の延
長や価値の増加に対応する部
分の金額の算定は実務上困難
な場合が多いため、最終的に
は実質により資本的支出か修
繕費かを判定することになり
ます。

3 交際費等

交際費等とは、法人がその
取引先等に対し、接待、供応、
慰安、贈答などのために支出
したものをいいます。したが

4 減価償却費

つて、支出する費用が交際費
等に該当するかどうかは、そ
の支出目的によって判断する
こととなります。例えば、得
意先を接待するためのテーブ
ルチャージ料、サービス料、
送迎費、お土産代金、自らの
飲食代はすべて取引先を接
待、供応するのに伴って支出
した費用となるため交際費等
に該当します。

法人が事業の用に供した車
両については、減価償却費、



の税トーク! 税務研修会

平成29年12月4日(月)